

## 答 申 書

(答申第18号)

平成11年8月11日

### 1 審査会の結論

〇〇〇〇及び〇〇〇〇の総会又は総代会の議案書及び議事録を非開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）第93条の2及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年北海道規則第102号）第1条の規定に基づき、道内の〇〇〇〇（以下「〇〇生協」という。）及び〇〇〇〇（以下これらを「本件生協」という。）から北海道知事（以下「実施機関」という。）に提出された平成8年度及び同9年度の総会又は総代会（以下「総（代）会」という。）の議案書及び議事録である。

なお、議案書には、事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案又は欠損金処理案、事業計画、収支予算などの資料が添付されている。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして本件公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

#### (3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件公文書のうち、議案書は、本件生協における前年度の事業報告、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案又は欠損金処理案などの事業実績に関する情報、当該年度の事業計画、収支予算などの事業方針に関する情報及び役員選任などの情報が記録されているものであり、また、議事録は、総（代）会に議案として提案されたものについての総（代）会における審議経過が記録されているものである。

ウ 本件生協はいずれも、生協法に基づき実施機関の認可を受け設立された法人であり、生協法によれば、消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、国民の自発的な生

活協同組織であり、営利を目的とせず、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とした法人であることから（生協法第1条及び第2条）、生協の事業活動については、できるだけ自主性を尊重し、自由な活動に任せることが望ましいと考えられる。

また、一方、生協は、上記目的のために、「組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業」（生協法第10条第1項第1号）を行っているため、他の同種の事業を営む私的企業との関係で競合することも多いという現状にある。

エ 本件公文書に記録されている情報は、その内容からみて明らかに本件生協の販売、営業上若しくは事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であり、本件生協がウで述べたような性格の法人であることからすれば、本件公文書を開示すると、本件生協の自主性と活動の自由が阻害されるおそれがある。また、生協の現実の経済社会における前記現状からすれば、本件生協の販売、営業上若しくは事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報を開示すれば、同種の事業を営む企業との関係で事業運営上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、本件公文書を開示すると、本件生協の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

オ したがって、本件公文書は、2号情報に該当すると判断する。

#### (4) 一部開示の可能性について

条例第10条第2項には、実施機関は、開示請求に係る公文書に、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない旨規定されている。

実施機関は、この点に関連して、非開示理由の補足説明の中で、本件公文書には、組合員の氏名や理事立候補者の名簿など条例第10条第1項第1号に該当する非開示情報も記録されている旨主張している。

しかしながら、(3)で述べたとおり、本件公文書は全体として2号情報に該当する公文書であると認められることから、条例第10条第1項第1号に該当する非開示情報が記録されているかどうかについて判断するまでもなく、本件公文書は一部開示にはなじまないものである。

#### (5) なお、本件生協のうち、〇〇〇〇及び〇〇〇〇はインターネットのホームページを作成しているが、これらは広報宣伝を目的として当該生協のしくみや事業の内容を紹介しているもので、議案書や議事録に関するものは掲載されていない。

また、民間の出版社から、個々の生協に関する情報を集めた「生協名鑑」が刊行されており、現在までに1995年版と1997年版が出版されている。このうち1995年版の「生協名鑑」には道内の〇の〇〇生協及び〇〇〇〇の概要（損益計算書及び貸借対照表を含む。）が掲載されている。

これらは、それぞれの生協が事業の広報、宣伝を行い、あるいは組合員及び利害関係人に対する情報提供として必要と判断した部分を自主的に公表しているものであるが、(3)のウで述べたように生協の自主性の尊重及び同種の事業を営む他の私的企業との競合の実情に鑑みると、実施機関が本件公文書を開示することは、本件生協が一定の目

的をもって自主的に開示するのとは異なり、本件生協の事業運営上の地位を不当に損なうものというべきである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年 1 月 22日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年 2 月 5日 (第9回審査会)	○ 新規諮問事案の報告
平成11年 3 月 11日 (第10回審査会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 本件諮問事案の審議を審査会第二部会に付託
平成11年 4 月 13日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年 5 月 10日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年 6 月 8日 (審査会第二部会)	○ 審議
平成11年 7 月 12日 (第14回審査会)	○ 答申案審議
平成11年 8 月 2日 (第15回審査会)	○ 答申案審議
平成11年 8 月 11日	○ 答申